

名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第72号

名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例

名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「別表第1」の次に「又は別表第2」を加え、同項ただし書を削る。

別表第2中「利用料金の額」を「利用料金の基準額」に、

「

300 円	11回分	3,000円	を
	25回分	5,000円	

」

「

500 円	11回分	5,000円	に改める。
	25回分	8,300円	

」

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市名城庭球場条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正前の名古屋市名城庭球場条例の規定に基づいて交付されている回数券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。